

さいたま市建築審査会運営規程

さいたま市建築審査会

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市建築審査会条例(平成13年さいたま市条例第260号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、さいたま市建築審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 審査会に事務局を置く。

(幹事及び書記)

第3条 事務局に幹事及び書記を若干名置く。

- 2 幹事は、会長の指揮を受けて会務をつかさどる。
- 3 幹事は、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成22年さいたま市制定。以下「要綱」という。)に基づき、会議開催の周知を行う。
- 4 書記は、幹事の指揮を受けて条例第8条の庶務に従事する。

(会長の職務を代理する者)

第4条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第81条第3項の規定による委員のうちからあらかじめ互選された者(「会長代理」という。)は3名以内とする。

(会議の公開)

第5条 条例第5条第4項ただし書の規定により会議を公開しないことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第7条各号に該当する議題の審議をするとき。
- (2) 法第94条で規定する審査請求に対する公開による口頭審査後に行う裁決のための審議をするとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会において公開することが不相当と判断するとき。

(会場の秩序の維持)

第6条 審査会は、会議を公開するに当たっては、傍聴に係る遵守事項等を定め、これを会場に掲示する方法等により傍聴者に周知し、会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議録)

第7条 議長は、審査会の議事について、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を、作成しなければならない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者名
- (5) 議題及び公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由
- (7) 傍聴人の数
- (8) 審議内容
- (9) その他

2 会議録には、議長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

3 第1項第8号の審議内容については、要約したものとする。

4 第1項の規定により作成された会議録は、要綱に基づき閲覧に供するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。